

3月16日(月)まで

市民税・都民税と所得税の申告は期限内に

受付期限が近づいていますので、早めの提出をお願いします。平成26年分の収入と所得控除などの申告は、市民税・都民税の税額決定のほか、国民健康保険税・介護保険料などの算定や福祉関連手当などの判定、課税(非課税)証明書の交付にも必要です。
 問 市民税課☎内線2342、武蔵野税務署☎53-1311

税務署へ所得税の確定申告

問 武蔵野税務署 ☎53-1311

◆申告受付

☑ 3月16日(月)までの①受付=午前8時30分から、②相談=午前9時~午後5時(土・日曜日を除く。ただし3月1日(日)は作成アドバイスと受付を実施)、③e-Tax(国税電子申告・納税システム)=24時間(利用には、あらかじめ電子証明書の取得やICカードリーダーライタの購入などが必要)
 所 武蔵野税務署 (武蔵野市吉祥寺本町3-27-1)
 ※申告書は同税務署または国税庁ホームページ [HP](http://www.nta.go.jp/) <http://www.nta.go.jp/>で入手できます。
 ※駐車場は使用できないため、自家用車での来署はご遠慮ください。
 ※個人事業者の消費税および地方消費税の申告受付は3月31日(火)まで。

◆簡単・便利な電子納税や振替納税もご利用ください

電子納税の利用には事前の手続きが必要です。くわしくは国税庁ホームページをご覧ください。また、お近くの金融機関(日本銀行歳入代理店)でも納付できます。

市民税・都民税&所得税 早分かりチャート

スタート

一つでもチェック☑が入った方は ←

- 年末調整を受けていない給与収入がある(例:中途退職、アルバイト、年収2,000万円超の方など)
- 給与所得の年末調整は受けたが、それ以外の所得が20万円を超えている。
- 給与所得の年末調整は受けたが、控除を受けていない控除(医療費控除など)があり、所得税の還付を受けられる。(※)
- 公的年金等の収入が400万円を超えている。
- 公的年金等の収入が400万円以下で、それ以外の所得が20万円を超えている。
- 公的年金等の収入が400万円以下で、それ以外の所得は20万円以下だが、医療費控除などの控除があり、所得税の還付を受けられる。(※)
- 土地・建物などの譲渡所得、生命保険料の満期返戻金などの一時所得があり、所得税を納める必要がある。
- 事業所得や不動産所得などがあり所得税を納める必要がある、または予定納税・源泉徴収に係る所得税の還付を受けられる。(※)
- 純損失または雑損失が生じ、その繰越控除などを受ける。

※所得税は、所得金額・所得控除金額などの内容により計算した所得税額よりも、源泉徴収税額や予定納税額が多い場合に、その差額が還付されます。還付が受けられるかどうかは税務署にご確認ください。

一つも当てはまらない方は ↓

- 給与収入のみで、所得控除などの内容を全て記載した「給与支払報告書」が勤務先から市に提出されている。
- 公的年金等の収入のみで、所得控除などの内容を全て記載した「公的年金等支払報告書」が市に提出されている。
- 市内に居住する人の税法上の扶養親族であり、前年中の合計所得が35万円以下である。

一つでもチェック☑が入った方は ↓

申告は不要です

一つも当てはまらない方は

三鷹市に市民税・都民税の申告

問 市民税課☎内線2342

◆申告受付専用会場

☑ 3月16日(月)までの午前9時~午後4時30分(土・日曜日を除く)

所 市役所第二庁舎4階会議室

※上記会場の開設時間内に来られない方に限り、市民税課(市役所2階27番窓口)で午前8時30分~9時・午後4時30分~5時、市政窓口で午前8時30分~午後5時に、申告を受け付けます(いずれも土・日曜日を除く)。

物 ①平成27年度市民税・都民税申告書、②平成26年中の収入を確認できる書類(源泉徴収票・支払調書など)、③平成26年中に支払った金額を確認できる保険料の控除証明書、医療費・雑損・寄附金などの領収書など

※申告書は同課、市政窓口で配付しています。前年に市民税・都民税の申告書を提出した方には、2月上旬に市から郵送しています。

◆郵送でも申告できます

人 ①源泉徴収票など収入と所得控除の金額を確認できる書類(原本)を添付でき、医療費控除がない方、②非課税所得のみの方または収入がない方、③市外に居住している人の税法上の扶養親族となっている方

☑ 〒181-8555市民税課へ

※申告書の控えが必要な方は返信用封筒(切手貼付)を同封してください。

税理士による所得税の確定申告無料相談

☑ 3月16日(月)までの午前9時~11時、午後1時~3時(土・日曜日を除く)

人 確定申告書A様式(給与所得・公的年金などの雑所得・配当所得・一時所得だけで予定納税額のない方)で住宅借入金等特別控除がない方(譲渡所得のある方を除く)

所 市役所第二庁舎4階会議室

物 印鑑、平成26年中の収入を確認できる書類、控除のための証明書や領収書、還付を受ける場合は口座番号が分かるもの

問 市民税課☎内線2342

平成27年度 2輪車などの軽自動車税の税率

問 市民税課☎内線2355

「地方税法等の一部を改正する法律案」が、2月に国会へ提出されました。今後、この法案に基づき地方税法などが改正された場合は、原動機付自転車、2輪車および小型特殊自動車の税率は、予定されていた引き上げを1年間延期し、税額は26年度と同額になります。くわしくは今後、市ホームページなどでお知らせします。

◇地方税法などが改正された場合の27年度の2輪車などの軽自動車税の税額(26年度と同額)

区分	税額(年額)	
原動機付自転車	50cc以下	1,000円
	90cc以下	1,200円
	125cc以下	1,600円
	ミニカー	2,500円
2輪の軽自動車(125cc超250cc以下)	2,400円	
2輪の小型自動車(250cc超)	4,000円	
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円
	その他	4,700円

市民便利帳「三鷹くらしのガイド」 広告主を大募集!

電子書籍版も発行し、ますます便利な「便利帳」へ

市では6月末に制作会社(株)サイネックスと協働で、行政情報やくらしに役立つ情報を掲載した「市民便利帳『三鷹くらしのガイド』2015・2016」を発行します。この便利帳に、有料広告を掲載して下さる事業者を募集します。

便利帳は、発行後約1カ月で市内の全世帯(約9万世帯)へ配布するほか、新たに転入する方にも配布し、2年間にわたって利用されるため、多くの方の目に触れ続けます。また、パソコンやスマートフォンなどで利用できる「電子書籍版」も発行し、多くの方に身近な情報源として活用していただけます。

ぜひ、この機会にお申し込みください。

☑ (株)サイネックス☎042-548-1556へ

問 秘書広報課広報係☎内線2133



表紙イメージ